

している都道府県もあると聞いており、適切な養育が実施できるよう、各都道府県において適切に判断していただきたい。

Q 9 養育里親の欠格事由に「本人又はその同居人が成年被後見人又は被補佐人」とあるが、同居する里親の両親が成年被後見人又は被補佐人となった場合には、子どもを委託中であっても里親登録を直ちに抹消しなければならないのか。

A 当該欠格事由の規定は、子どもの福祉の観点から、養育里親が委託されている子どもの養育にできる限り専念できることを想定しているものである。したがって、受託中の場合については、子どもの福祉に鑑み、経過的に委託を継続することが子どもにとって最善の利益であると考えられる場合には、弾力的な対応をとることが望ましい。

Q 10 犯罪歴等についてどのような方法で確認するのか。

A 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出等を依頼する等により適宜確認することとし、犯罪歴については必要に応じて市町村の身分証明を本人に提出してもらう等により確認していただきたい。

3. 養育里親研修について

Q 11 養育里親研修は夫婦で受講しなければいけないのか。

A 養育里親研修を受講した者が養育里親として登録される。子どもへの支援の観点から、夫婦で受けることが望ましいが、研修を受けていなければ同居人として取り扱われる。
したがって、必ずしも夫婦で受講しなければならないものではない。

Q 12 養子縁組を希望する里親や親族里親についても認定前研修は必要ではないか。

A 今般の里親制度の見直しにおいては、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修について義務化はしていないが、これらの里親についても必要に応じて、養育里親研修を活用する等により、研修を受講していただいて差し支えない。

Q 13 研修を免除する規定に、「里親登録されており、過去2年間に養育経験のある者」とあるが、短期委託やレスパイトケアの委託経験であっても養育経験と見なしてよいのか。

A 短期委託やレスパイトケア等の委託経験については、一律に回数を定めるものではないが、実習を免除するに十分な養育経験を有しているか否かという観点で判断していただきたい。

Q 14 研修を免除する規定に、「現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親」とあるが、いつの時点での養育としているのか。

A 施行日（平成21年4月1日）現在をいう。

Q 15 養育里親の更新研修は子どもが委託されていれば、研修の全部を免除できるのか。

A 更新研修については、養育実習の免除は可能であるが、制度の変化や、子どもの養育に関する新たな知識等の修得が必要となることから、講義を含めた全部を免除できるものではない。

Q 16 県において独自に研修の科目や日程の追加等を行ってもよいのか。

A 今般の見直しにより義務付けられた研修以外の研修についても、自治体の判断で必要に応じて研修科目や日数の追加等を行っていただいて差し支えない。

Q 17 通知にある養育実習の対象施設として児童相談所があるが、一時保護所の実習ということでよいのか。

A 一時保護所において行う養育実習である。

Q 18 研修日程や実習について、「概ね〇日間」とは、1日何時間ぐらいを指しているのか。

A 詳細な規定はないが、告示において規定した内容を踏まえ、これまで当省が告示した各研修の「カリキュラム案～例」を参考に実施していただきたい。

4. 里親手当について

Q 19 養子縁組によって養親となることを希望する里親に対する手当額を廃止することは、養子制度、家庭的養護の推進に反するものではないか（養子縁組を軽視するものではないか）。

A 今回の見直しによって、手当の支給については、私法上の養親となる者と養子となる者との相性を見極める期間であること等を考慮し、見直しを行うが、

- ・要保護児童の委託先として生活費、教育費等の費用は従前同様支給されること
- ・里親支援機関等により里親支援の対象として、相談・援助等の支援を受けることを可能とすること

としたところであり、社会的養護におけるその位置付けが後退するものではない。

Q 20 養育里親が委託児童に対し数年経過してから養子縁組を希望した場合、里親手当の返還は生じるか。

A 具体的に養子縁組に向けた手続き等始める時点から、里親手当は支給されなくなるものであり、それ以前についての里親手当の返還は生じない。（Q 5 参照）

Q 21 短期間の里親委託又は月途中の委託解除でも手当額は満額支給（1人目であれば月額 72,000 円）となるのか。

A お見込みの通り。

Q 22 養育里親対象児童と専門里親対象児童を同時に受託した場合の手当額の考え方は？

A 同時に受託している場合であっても、養育里親対象児童として1人目は 72,000 円、専門里親対象児童として1人目は 123,000 円となる。

例① 養育里親対象児童 1 人（72,000 円）＋専門里親対象児童 1 人（123,000 円）
＝ 195,000 円

例② 養育里親対象児童 2 人（72,000 円＋ 36,000 円）＋専門里親対象児童 1 人（123,000 円）＝ 231,000 円

例③ 養育里親対象児童 1 人（72,000 円）＋専門里親対象児童 2 人（123,000 円＋ 87,000 円）＝ 282,000 円

Q 23 受託中の里親が施行日までに認定前研修を受講できない場合、新しい手当額にはならないのか。

A 施行日（平成 21 年 4 月 1 日）までに研修を受講できない場合、制度上は平成 22 年 3 月 31 日まで養育里親とみなされることとなるが、手当については研修を受講するまでの期間は旧里親手当額となる。なお、養育里親とみなされている平成 22 年 3 月 31 日までに何の手続きも行わない場合、里親登録は取り消されることとなる。

(4) 養育里親研修における養育実習の受入の協力について (各施設団体宛依頼)

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童養護施設協議会会長

中田 浩 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について (依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国乳児福祉協議会会長

長井 晶子 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童自立支援施設協議会会長

西田 達朗 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国情緒障害児短期治療施設協議会会長

細江 逸雄 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。